

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は毎年 <u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は毎年 <u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u>月 <u>31</u>日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u>月 <u>31</u>日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p>
<p>第 <u>29</u>条～第 <u>34</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>第 29 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 <u>35</u>条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u>月 <u>1</u>日から<u>翌年 3</u>月 <u>31</u>日までの 1 年とする。</p>	<p>第 <u>30</u>条～第 <u>35</u>条 (現行のとおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>36</u>条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u>月 <u>1</u>日から <u>12</u>月 <u>31</u>日までの 1 年とする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>36</u>条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u>月 <u>31</u>日を基準日として期末配当をすることができる。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u>月 <u>30</u>日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>37</u>条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12</u>月 <u>31</u>日を基準日として期末配当をすることができる。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u>月 <u>30</u>日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第 <u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 <u>38</u>条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p>
	<p><u>(第 123 期事業年度の期間)</u></p> <p>第 1 条 第 36 条の規定にかかわらず、第 123 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。</p>
	<p><u>(第 123 期事業年度の中間配当基準日)</u></p> <p>第 2 条 第 37 条第 2 項の規定にかかわらず、第 123 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 26 年 9 月 30 日とする。</p>
	<p><u>(附則の有効期限)</u></p> <p>第 3 条 本附則は、平成 26 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</p>